

第 1 1 回
会津坂下町農業委員会総会
議事録

令和 6 年 5 月 2 0 日（月） 午後 3 時 0 0 分

会津坂下町役場本庁舎 3 階 大会議室

会津坂下町農業委員会

第11回 会津坂下町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年5月20日（月）午後3時00分～午後4時00分

2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室

3 出席委員（10人）・出席推進委員（6名）

1番 鈴木 寿夫

2番 鈴木 清介

3番 渡部 敦

4番 永山 廣隆

5番 渡辺 清栄

6番 木村 行男

7番 渡部 淳

8番 五十嵐 朱美

9番 五十嵐 智子

10番 二瓶 義典

坂下地区 小林 雅博

若宮地区 山内 和之

金上地区 齋藤 嘉美

広瀬地区 橋本 善和

川西地区 齋藤 文範

八幡地区 桑原 博之

4 欠席委員・推進委員（1人）

高寺地区 藤川 将仁

5 遅刻委員（0人）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による許可申請について

第4 議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第32号 会津坂下町農用地利用集積計画について

議案第33号 会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 長谷川 裕一

事務局次長 大八木 栄治

農地管理係長 荒井 貴史

係員 高久 佳菜

8 会議の概要

議長	本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折にご出席をいただきまして、ありがとうございます。 それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。 只今の出席委員は 10 名です。定足数に達しております。 また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、高寺地区 藤川推進委員より欠席の届出があり、6 名です。 それでは、第 11 回農業委員会総会を開会いたします。 まず、前回審議した結果について事務局より経過報告をお願いいたします。
事務局	まず、議案第 27 号の農地法第 3 条の案件につきましては、申請者に許可書を交付済みです。 次に、議案第 28 号の農地法第 5 条の案件につきましては、申請者に許可書を交付済みです。 次に、議案第 29 号の会津坂下町農用地利用集積計画については、町長に対し異議がない旨報告し、総会後の 4 月 22 日に公告し、農用地利用集積計画書の抄本を貸手、借手に送付済みです。 次に議案第 30 号の農用地買入協議に係る要請については、会津坂下町長に対し買入協議の要請をし、5 月 9 日に買入協議を実施しました。以上、報告します。
議長	それでは議事に入ります。本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。 日程第 1「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員として、6 番 木村委員、7 番 渡部委員の 2 名を指名いたします。 日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りいたします。 第 11 回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 【異議なしの声あり】 異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。

議長	日程第 3 日程第 3 報告第 10 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
議長	それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	1 号 2 号の貸手と、3 号の借手との合意解約です。解約する農地の他に、新たに貸付する農地があるため、一旦解約し、契約農地の終期を揃えるため、追加する農地を含めて再契約するものです。 4 号の貸手と 5 号の借手との合意解約です。これらは、耕作条件が不利であることから解約するものです。今後は機械銀行と相談しソバの作付を検討するとのことでした。
議長	事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。
議長	議案第 31 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
議長	本案件について、事務局に説明を求めます。
事務局	本案件は、譲渡人は高齢であり管理が難しいことから、周辺農地を営農している譲受人へ所有権移転するものです。 譲受人は、農地所有適格法人であり、大規模経営をしていることから問題ないと思われます。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため 6 番 木村委員の退場を命じます。 (木村委員 退場)

議長	本案件について、担当委員の調査報告を求めます。
金上地区 齋藤推進委員	本案件について調査の結果を報告します。譲渡人は高齢であるため家族に 5 月 17 日に電話にて、譲受人には同日 17 日に訪問にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。本案件についてご質問、ご意見はございますか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本案件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、本案件は原案のとおり許可することに決しました。 6 番 木村委員の入場を認めます。 (木村委員 入場)
議長	議案第 32 号「会津坂下町農用地利用集積計画について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
議長	まず、所有権移転について事務局に説明を求めます。
事務局	所有権移転の 1 号案件は、農地中間管理機構特例事業での売買であり、先月の総会、議案第 30 号で可決され会津坂下町長に買入協議の要請をし、5 月 9 日に買入協議を実施しました。 買入協議の本案件は、広瀬地区の田 17,995 m²を 10a 当たり 750,000 円で公社が買入れるものです。 今後、当該農地は広瀬地区の認定農業者へ売り渡す予定となつ

	ております。 次に 2 号案件も農地中間管理機構特例事業での売買であり、5 月 9 日に農用地利用調整会議を開催しました。 本案件は金上地区の田 1,638 m²を 10a 当たり 750,000 円で、畑 745 m²を 10a 当たり 200,000 円で公社が買入れるものです。今後当該農地は金上地区の農業者 2 名へ売り渡す予定となっております。
議長	所有権移転の 1 号案件から 2 号案件については、買入協議及び農用地利用調整会議を行っておりますので、それぞれ担当委員より報告を求めます。 まず、1 号案件についての報告をお願いします。
8 番 五十嵐委員	1 号案件について調整の結果を報告します。5 月 9 日に開催されました、買入協議に参加し、移転面積、対価総額等について、議案書に相違ないことを確認しました。
議長	質疑に入ります。1 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 1 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、1 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。
議長	2 号案件についての報告をお願いします。
金上地区 齋藤推進委員	2 号案件について調整の結果を報告します。5 月 9 日に開催されました、農地利用調整会議に参加し、移転面積、対価総額等

議長	について、議案書に相違ないことを確認しました。 質疑に入ります。2号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 2号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、2号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。
議長	次に利用権設定1号案件から31号案件について、事務局に説明を求めます。
事務局	1号は公社が若宮地区の田3,914㎡を借入れ、2号は公社が八幡地区の田14,263㎡を借入れ、1号、2号を併せて3号の若宮地区の認定農業者である法人へ集積します。 4号は公社が金上地区の田11,106㎡を借入れ、5号の金上地区の認定農業者である法人へ集積します。 6号は公社が広瀬地区の田9,890㎡を借入れ、7号の広瀬地区の認定農業者へ集積します。 8号は公社が高寺地区の田14,769㎡を借入れ、9号の高寺地区の農業者へ集積します。 10号は公社が高寺地区の田9,558㎡を借入れ、11号の高寺地区の農業者へ集積します。 12号は公社が広瀬地区の田3,563㎡を借入れ、13号の認定農業者である法人へ集積します。 14号は公社が金上地区の田23,285㎡を借入れ、15号は公社が金上地区の田2,949㎡を借入れ、14号、15号を併せて16号の金上地区の認定農業者へ集積します。

	17 号は公社が川西地区の田 15,694 m²を借入れ、18 号の川西地区の認定農業者へ集積します。 19 号は公社が八幡地区の田 2,084 m²を借入れ、20 号の川西地区の認定農業者へ集積します。 21 号は公社が広瀬地区の田 3,582 m²を借入れ、22 号は公社が広瀬地区の田 24,371 m²を借入れ、23 号は公社が広瀬地区の田 3,236 m²を借入れ、24 号は公社が広瀬地区の田 251 m²を借入れ、25 号は公社が広瀬地区の田 251 m²を借入れ、26 号は公社が広瀬地区の田 251 m²を借入れ、27 号は公社が広瀬地区の田 251 m²を借入れ、28 号は公社が広瀬地区の田 311 m²を借入れ、29 号は公社が広瀬地区の田 251 m²を借入れ、30 号は公社が広瀬地区の田 251 m²を借入れ、21 号から 30 号を併せて 31 号の広瀬地区の農業者へ集積します。
議長	次の案件は、議事参与の制限を受けますので、ここで議長を鈴木会長職務代理者に交代します。
鈴木会長 職務代理者	それでは、暫時議長を交代いたします。1 号案件から 3 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
3 番 渡部委員	1 号案件から 3 号案件について調査の結果を報告します。1 号案件の貸手に 5 月 19 日に電話にて、2 号案件の貸手に 5 月 18 日に電話にて、3 号案件の借手に 5 月 18 日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
鈴木会長 職務代理者	質疑に入ります。1 号案件から 3 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
鈴木会長 職務代理者	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 1 号案件から 3 号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》

鈴木会長 職務代理人	挙手全員であります。よって、1号案件から3号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。 1番 鈴木委員の入場を認めます。 (鈴木委員入場)
鈴木会長 職務代理人	議長を交代いたします。
議長	4号案件から5号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
金上地区 齋藤推進委員	4号案件から5号案件について調査の結果を報告します。貸手は施設に入所しているため家族に5月19日に電話にて、借手には5月17日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。4号案件から5号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 4号案件から5号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、4号案件から5号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。
議長	6号案件から7号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

8 番 五十嵐委員	6 号案件から 7 号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に 5 月 16 日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。6 号案件から 7 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。
	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 6 号案件から 7 号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。
	《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、6 号案件から 7 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。
議長	8 号案件から 9 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
5 番 渡辺委員	8 号案件から 9 号案件について調査の結果を報告します。貸手については町外のため事務局に確認を依頼し、借手には 5 月 10 日に訪問にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局より報告を求めます。
事務局	8 号案件の貸手については、申請の際に申請地、設定期間、賃借料について確認済みです。
議長	質疑に入ります。8 号案件から 9 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 8 号案件から 9 号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、8 号案件から 9 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。
議長	10 号案件から 11 号案件について、事務局より調査報告を求めます。
事務局	本日欠席の藤川推進委員より調査報告を受けておりますので、代わって報告いたします。 10 号の貸手、11 号の借手に対し、いずれも 5 月 10 日、電話にて設定面積、期間、賃借料等について調査をし、議案書に記載のとおり相違なかったとの報告を受けております。
議長	質疑に入ります。10 号案件から 11 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 10 号案件から 11 号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、10 号案件から 11 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。
議長	12 号案件から 13 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

10 番 二瓶委員	12 号案件から 13 号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に 5 月 10 日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。12 号案件から 13 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 12 号案件から 13 号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、12 号案件から 13 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。 14 号案件から 16 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
金上地区 齋藤推進委員	14 号案件から 16 号案件について調査の結果を報告します。貸手には 5 月 17 日に訪問にて、借手には 5 月 18 日に訪問にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。14 号案件から 16 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 14 号案件から 16 号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

	《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、14 号案件から 16 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。
議長	17 号案件から 18 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
川西地区 齋藤推進委員	17 号案件から 18 号案件について調査の結果を報告します。貸手は入院中のため家族に 5 月 11 日に電話にて、借手に 5 月 10 日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。17 号案件から 18 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 17 号案件から 18 号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、17 号案件から 18 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。
議長	19 号案件から 20 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
八幡地区 桑原推進委員	19 号案件から 20 号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に 5 月 11 日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

議長	質疑に入ります。19 号案件から 20 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 19 号案件から 20 号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、19 号案件から 20 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。
議長	21 号案件から 31 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
広瀬地区 橋本推進委員	21 号案件から 31 号案件について調査の結果を報告します。21 号案件から 30 号案件の貸手には 5 月 18 日に電話にて、31 号案件の借手には同日 18 日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。 ただし、26 号案件の貸手については連絡が取れませんでした。
議長	続いて事務局より報告を求めます。
事務局	26 号案件の貸手については、事務局で設定期間、賃借料について確認済みです。
議長	質疑に入ります。21 号案件から 31 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。

	21 号案件から 31 号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、21 号案件から 31 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。
議長	議案第 33 号「会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。 （事務局朗読）
事務局	この案件は 先の農業委員会総会の報告で、借受者と公社との契約を合意解約した農地で、新たな借受者に再転貸するものであり、県知事が作成する農用地利用集積等促進計画の案として、会津坂下町長から提案され、農業委員会に意見を求められた案件です。 求められている意見の内容は、農地の全てを効率的に利用し耕作を行い、必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかです。 本案件は、親子間での経営移譲であり、借受者の子についても、認定農業者であり、農業経営状況についても問題はありません。 なお、これらの案件は、契約期間や賃借料は前契約をそのまま引き継ぐこととなります。
議長	質疑採決に入ります。本案件について、ご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

議長 議長	《 挙手全員 》 挙手全員であります。 よって、本案件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。 以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。 これをもちまして、第 11 回農業委員会総会を閉会いたします。
---------------------	---

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和6年5月20日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員